

議案第十八号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年三月十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二十六万七千円」を「二十九万五千円」に、「十八万七千円」を「二十万七千円」に、「十七万九千円」を「十九万八千円」に、「十七万三千円」を「十九万二千元」に改める。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。